

株主の皆さまへのお知らせ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

北洋銀行グループでは、これまでの経済活動に加え、北海道に訪れているチャンスをオール北海道で取り込み、その経済効果を全道に波及させ、「お客さま」、「地域」、「職員」、「株主」、そして「当行」が持続的に成長できるよう、北洋銀行グループの企業価値の向上に取り組んでおります。

北洋銀行グループは、人財を磨き、お客さま・地域、株主の皆さまからの信頼に応え続け、北海道の持続可能な未来のためにこれからも貢献してまいりますので、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



取締役頭取 津山 博恒

お知らせ

- ◆ 四半期配当制度の導入について
- ◆ 株主優待制度について
- ◆ 当行に関する情報提供について

詳細は
中面をご覧ください

④ 四半期配当制度の導入について

株主の皆さまにいち早く経営成績を還元できるよう、2025年度(2026年3月期)より四半期配当制度を導入しております。

各四半期配当の基準日

■ 第1四半期 ■ 6月30日 ■ 第2四半期 ■ 9月30日
■ 第3四半期 ■ 12月31日 ■ 第4四半期 ■ 3月31日

※第1四半期および第3四半期の配当の基準日につきましては、都度、取締役会にて決議し、公告いたします

初回の四半期配当基準日

2025年6月30日 月 予定



株主還元方針を変更いたしました。詳細につきましては、ホームページをご覧ください

URL: <https://www.hokuyobank.co.jp/ir/shareholder/dividend.html>

④ 株主優待制度について

株主の皆さまからの日ごろのご支援に感謝するとともに、当行株式への投資魅力を高め、株主の皆さまにより多く、より長く当行株式を保有していただくことと、地域振興のために北海道の特産品を優待品として全国の株主さまにお届けし、北海道の魅力を感じていただきたいとの思いから、株主優待制度を実施しております。

対象株主

基準日(毎年3月31日時点)において、当行株主名簿に記録された2,500株以上を保有する株主さまのうち、継続して1年以上保有している株主さま

優待内容

北海道の特産品を掲載した「専用カタログ」からご希望の品

本カタログでは、北海道の豊かな自然環境で育まれた新鮮な海産物や、風味豊かな農産品などを厳選してご紹介しております。

2025年度 優待品お申込み期限

2025年7月31日 木

※対象の株主さまへカタログを送付しております。
左記期限までにハガキの投函をお願いいたします。

年間配当予想

	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	年 間
2024年度		6.50円		12.50円	19.00円
2025年度 (予想)	6.50円	6.50円	6.50円	6.50円	26.00円



詳細につきましては、ホームページをご覧ください

URL: <https://www.hokuyobank.co.jp/ir/shareholder/benefits.html>



② 当行に関する情報提供について

株主の皆さまに、北洋銀行をより深くご理解いただくために、さまざまな資料をホームページにてご用意しております。

株式に関する情報(配当・株主優待)、株主総会、決算資料、統合報告書などをまとめておりますので、ぜひご活用ください。



詳細は当行ホームページにてご覧ください

URL: <https://www.hokuyobank.co.jp/ir/>

発行元: 株式会社北洋銀行 経営企画部

〒060-8661 札幌市中央区大通西3丁目7番地

電話011-261-1311(代表)

<https://www.hokuyobank.co.jp/>

③ 株式事務のお取り扱いについて

お手順の区分	証券会社等に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
株主名簿記載事項の変更 (氏名、住所、商号など) 単元未満株式の買取・買増請求、 配当金受取方法の変更	お取引の証券会社等にお問い合わせください。	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区 和泉2丁目8番4号 フリーダイヤル 0120-288-324 受付時間: 平日9時～17時 (土・日・祝日を除く)
未払配当金の支払等	右記までお問い合わせください。	電子提供制度専用ダイヤル 0120-524-324 受付時間: 平日9時～17時 (土・日・祝日を除く)
株主総会資料の電子提供制度 (書面交付請求) についての お問い合わせ	お取引の証券会社または右記 までお問い合わせください。	
ご注意	—	
	特別口座では、単元未満株式の買取・買増(※)以外の株式売買はできません。株式の売買にあたっては、証券会社等に口座を開設し、株式の口座振替手続を行っていただく必要があります。	
株式等に関するマイナンバーの お届出のお願い	- 株式等の税務関係のお手続に関しては、マイナンバーのお届出が必要です。 - お届出が済んでいない株主さまは、上記お問い合わせ先へマイナンバーのお届出をお願いします。	

(※) 買増制度採用会社に限る

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

(2025年6月発行)